２０１９年１月２２日

福島県知事

　内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団　　長　神山　悦子

副 団 長　阿部裕美子

同 　　宮川えみ子

幹 事 長　宮本しづえ

政調会長　吉田　英策

**２０１９年度予算と主な施策についての申し入れ**

**はじめに**

東日本大震災・原発事故から丸８年を迎えようとしています。今なお、県発表による避難者数だけでも４万２千人を超える県民が避難生活を強いられています。震災関連死は2,260人と増え続け、避難指示が解除された区域の居住率は22.4％と住民の帰還はすすんでいません。避難生活の長期化、賠償や住宅支援が打ち切られた被災者の生活苦、これら命に直結する深刻な課題に県としてどう向き合うかが問われています。

昨年６月、東京電力は福島第二原発廃炉に向けた検討を表明しました。しかし、今月８日知事への年始挨拶の場でも正式表明については明言を避け、半年が経過する中で、廃炉の決断は曖昧にされたままです。

経団連の中西氏が会長を務める日立製作所は、イギリスでの原発建設計画が暗礁に乗り上げています。日本の原発輸出計画がトルコ、ベトナムに次いでイギリスでも行き詰まりをみせている現実から見ても、安倍政権の原発政策が破たんしたことは明らかです。その一方で、国内の原発については中西氏が「再稼働をどんどんやるべきだ」と発言しているように、安倍政権の原発政策は大きな矛盾を抱えています。原発被災県として、原発の再稼働と海外輸出に強く反対の意志を示すことは県民を代表する知事の役割であり、国に対し、原発政策の見直しを求めるときです。

県は今年３月末で南相馬市、川俣町、川内村、帰還困難区域を除く葛尾村と飯舘村の住宅無償提供と自主避難者の家賃補助を打ち切る方針です。県は打ち切りではなく、個別の事情に応じた丁寧な対応をすべきです。

安倍政権の経済政策のもと、国民の実質賃金は減り続け、消費購買力も落ち込んだままです。このような中、安倍政権は今年10月から消費税率10％への引き上げを予定しています。県内では、昨年１年間に倒産した企業（負債総額１千万円以上）の件数は78件と震災の翌年以降、最も多かった一昨年より22件、率にしておよそ４割増加しました。消費税増税が、消費をさらに後退させ、景気を冷え込ませることは必至であり、複数税率の導入や目玉の「ポイント還元」は、混乱と不公平を招くだけです。大企業優遇税制を改め、富裕層の金融・証券税制の適正化などで、消費税増税をしなくても十分な財源が確保できます。消費税増税中止こそ最良の景気対策です。

2019年は、あくまでも改憲に執念を燃やす安倍政治と、憲法を守り生かすことを求める国民との激しいせめぎあいの年となります。戦争する国づくりを許さない国民のたたかいによって、昨年の臨時国会でも自民党の改憲案提示を許しませんでした。今年も改憲阻止の世論と運動を広げ、「安倍改憲」に終止符を打つ正念場です。

また、昨年は日本列島が大きな災害に相次いで見舞われた１年でした。異常気象の多発や、地震・火山活動の活発化など、従来とは異なる規模で発生する災害に、政治が本腰を入れ、これまでの延長線上ではない防災・減災対応が求められます。

12月26日に県の国保運営協議会が開かれ、新年度の市町村納付金が県内22市町村で引き上げとなる仮算定額が示されました。日本共産党は昨年11月、高すぎる国保税軽減のための提言を発表。公費負担を１兆円増やし、「均等割」をなくし、サラリーマンの健康保険料並みに引き下げることを提案しています。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の大規模偽装が発覚しましたが、同統計は、国の統計の中でも「基幹統計」と法律で定められた極めて重要なものです。安倍強権政治による、公文書の改ざん、データねつ造、隠蔽、そして今回の勤労統計の偽装など、“ウソと隠蔽”の政治がいよいよ極まっています。

安倍政権は18日、厚生労働省による今回の不正に関連し、2019年度予算案の修正を閣議決定しました。政府の失態で予算を修正するのは前代未聞です。一般会計総額で初めて101兆円を超えた巨額の予算は、兵器の「爆買い」など軍事費の異常な突出や社会保障費の削減、10月からの消費税率10％への引き上げを前提とした景気対策等への多額の費用が盛り込まれたことが特徴です。

地方自治体は政府の「下請け機関」ではなく、住民の福祉を増進し、教育・子育てへの行政の責任を果たす自治体本来の姿を今こそ取り戻すことです。県予算編成にあたっては、国の悪政から県民のくらしと命を守る福祉型県づくりのための予算へ抜本的に転換するとともに、憲法と地方自治が生きる県政実現が強く求められます。

２月定例会に先立ち、以上の観点に立って県の来年度予算を策定し、具体的施策を実施するよう要望します。

**一、県が安倍政権からの防波堤となり、県民のいのち・暮らし最優先の県政に**

１、今年10月からの消費税10％増税を中止し、これに伴うポイント還元や複数税率、インボイス導入も中止を国に求めること。また、消費税増税を前提とした県の手数料・利用料の値上げ条例は、提案しないこと。

２、安倍首相がすすめる憲法９条改憲の真の狙いは、「海外での無制限の武力行使」であり、安倍政権による歴史逆行を許さず、県民が願う恒久平和、基本的人権の尊重、自由と民主主義を堅持するため、国の９条改憲に反対・中止を求めること。

３、軍事費を削減し、暮らし・福祉へ回すよう国に強く求めること。

４、沖縄県と連帯し、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、米軍基地の整理・縮小、返還、オスプレイの配備中止を求め、県民の安全・安心を確保すること。

５、東京電力に対し、福島第二原発の廃炉を早期に明言させること。国会に提出されている「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」の早期成立を求めること。

６、国家プロジェクトに位置付けたイノベーション・コースト構想は、財界中心・呼び込み型を転換し、浜通りの医療・介護の再生とスタッフの確保、本県の基幹産業である農林水産業と中小企業支援、再生可能エネルギーの育成・支援につなげること。

７、安倍政権の下で貧困と格差がいっそう広がっている中、全国最下位クラスにある本県の医療・介護・福祉・子育てと教育分野へ県予算を大幅に拡充し、県が掲げる「子育て日本一の県」、「全国に誇れる健康長寿の県」を実現するため、全庁挙げた取り組みにすること。こども未来局については、子育て支援に一元的に取り組めるよう組織体制を抜本的に見直すこと。

８、安倍政権が掲げる「地方創生」は、人口減少を理由に行政の集約・広域化をすすめながら、「自治体戦略2040構想」にあるように公共サービスも大企業の利益追求の場に変え、やがて道州制につなげるという財界戦略に基づいたものである。広域自治体として県の役割を発揮し、地方自治の本旨である住民福祉を最優先させるよう、市町村を支援すること。

９、東日本大震災・原発事故を受けた本県は、県職員や市町村職員や教職員の負担が解消されず、長期病休者の割合が増加していることから、県として、正職員と正教職員の増員を図ること。女性や障がい者の雇用を増やすこと。

**二、第二原発廃炉を正式表明させ、全国の原発再稼働にストップを**

１、福島第二原発については、早急に廃炉までの工程を明確にするよう東京電力に求めること。

２、全国の原発再稼働中止を国に求めること。また、原発輸出政策の中止を国に申し入れること。

３、第一原発３号機の核燃料取り出し機器のトラブルの原因究明と今後長期にわたる廃炉作業の安全と確実な作業を東京電力に求めること。

４、東京電力に対し、燃料取り出し作業の工程や進捗状況を常に明らかにし、県民に周知するよう求めること。

５、福島第一原発の防潮堤については、東日本大震災の同規模の津波に耐えられるものを建設するよう求めること。

６、原発廃炉作業に従事する労働者の被ばく、長時間労働をなくし安全・健康管理、多重下請け構造の是正、労働者の直接雇用を国と東京電力に求めること。

７、県は、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し独自の検証を行うこと。

８、県内原発の廃炉が完了するまでリアルタイム線量測定システムを継続するよう国に求めること。

９、汚染水の海洋放出に反対すること。

**三、被災者切り捨てを許さず、原発事故からの真の復興を**

１、大震災と原発事故から８年が経過しても、深刻な被害が県民の生活と生業の再建を阻んでいる現状を踏まえ、被災県民に寄り添ったきめ細かな支援をあらゆる分野で強化すること。

２、県は、原発事故の加害者である国と東京電力に加害責任を求める立場に立ち、住宅無償提供や賠償打ち切り強要など一切の被災県民切り捨てを行わないこと。

３、避難者への仮設・借り上げ住宅の無償提供について、３割が４月以降の生活拠点が決まっていない現状を踏まえ、打ち切り方針を撤回し個別の事情に応じて延長すること。

４、被災者への医療、介護等の保険料・利用料の免除措置を、復興期間終了後においても継続するよう国に求めること。

５、原発事故で被災した全ての県民の健康管理について、国が責任を持つ仕組みの構築を求めること。甲状腺検査を継続するとともに、どこで甲状腺疾患と診断されても医療費助成の対象とすること。

６、復興住宅の家賃について、県独自の家賃軽減策の周知を図り、入居者の負担を軽減すること。また割り増し家賃の対象となる世帯については、当面割り増しを行わないこと。家賃賠償に代わる県の家賃補助を継続しその財源を東京電力に求めること。

７、避難区域外からのいわゆる自主避難者について、当事者はもとより全国各地から支援打ち切りへの批判が起きていることを踏まえ、県の家賃補助を継続すること。今年度末で公的支援が打ち切られようとする下で、改めて県として避難者の実態を把握し、支援の在り方を再検討すること。

８、東京電力が商工業者への追加賠償で個別の合意に応じたのは僅か７件と報告され、実質的に賠償が打ち切られていることから、原子力損害対策協議会全体会議を今年度内にも開催し、東京電力と国を同席させて加害責任を果たすよう強く求めること。

９、ＡＤＲの和解案提示の打ち切りも続いている。県はコメントしないとの立場ではなく被災県民に寄り添い、東京電力が和解案を真摯に受け入れるよう求めるとともに、国に対し賠償指針の見直し及びＡＤＲ和解案の受け入れを義務付けるよう求めること。

10、避難自治体では自治体の職員不足、医療、介護職員不足が依然深刻な状況を踏まえ、自治体職員派遣の継続をはじめ職員不足について県として支援を強化すること。

11、避難自治体では単体での行政サービスに対応できない課題が増大しているが、安易な合併に走るのではなく、県は広域自治体として市町村を支援すること。

12、長期的には避難元自治体に帰還を希望する住民について、二重住民票など新たな仕組みを構築すること。

13、市町村主体の除染終了後も各地に存在するホットスポットについて、住民の要望があればフォローアップ除染を実施するよう市町村を支援し、国に実施を認めさせること。

14、帰還困難区域に設定された特定復興再生拠点の除染が始まっているが、生活拠点となることを踏まえて年間１ミリシーベルト以下となるよう除染の徹底を求めること。特定復興再生拠点を結ぶ道路網についても同様の観点で除染すること。

15、国は旧避難指示区域に帰還した住民の被ばく管理を行う方針を示したが、正確かつ適切に行われるよう求めること。

16、除染で出た除去土壌の再生利用について、国は南相馬市小高区で実証事業から実用化に向けた取り組みを進める意向と伝えられている。この事業には県民の強い反対があることを踏まえて、県は国に対し強行しないよう求めるとともに、除去土壌の再生利用自体を断念し、全て中間貯蔵施設に搬入するよう求めること。

**四、防災・減災対策について**

１、災害時に避難所に指定される体育館にエアコン設置などの避難所機能の強化を進めること。

２、河川に堆積する土砂や立木の撤去を進めるための予算の増額を図ること。

３、土砂災害警戒区域内及び河川流域内にある要配慮者利用施設の避難計画、避難訓練をおこなうよう市町村及び事業者を支援すること。

４、一般住宅の耐震化を促進すること。一般住宅への火災警報器設置を促進するため市町村を支援すること。

５、消防職員の増員、消防団の組織強化のため市町村を支援すること。

６、被災者生活再建支援法にもとづく支援金上限を500万円まで引き上げるとともに、半壊・一部損壊への制度拡充を国に求めること。県独自でも助成制度を創設すること。

**五、福祉型の県づくりへ転換を**

（１）医療・福祉の拡充について

１、 全国平均を大幅に下回っている医師不足の解消のために、県外からの確保などあらゆる対策を講じるとともに、医大の学生定員130人を維持するよう引き続き国に求めること。

２、 看護師不足を解消するため、「看護職員需給計画」を看護師不足の現場の実態を踏まえたものに見直し、県内外からの就労対策などを含めあらゆる対策を講じること。

３、 県内の介護事業所の約７割で職員不足が明らかになっている。介護職員の処遇改善のための支援策を県としても行うこと。

４、 予防介護を重視し、要支援１、２の市町村総合事業は、サービスを制限しないよう市町村を支援すること。

５、 保健活動を担う保健師を増員するよう市町村を支援すること。

６、 「第二次健康福島21計画」の中間評価でも目標達成に至っておらず、県民の健康状況が改善されていない。健診率を高めるために、各種健診の無料化を促進するよう市町村支援を行うこと。

７、 地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。

８、 低額年金でも入所できる介護施設を拡充し、特養ホームの増設で待機者１万人の解消を図ること。

９、 国が進める「住宅セーフティネット」は、公営住宅不足の中で若者の住居確保などで待たれている制度である。早急に市町村で実施できるよう支援するとともに、県も実施主体となること。

（２）県移管となった国保事業における加入者の負担軽減対策を

１、国保税の負担軽減のために、公費負担を１兆円増やし、サラリーマンの健康保険料並みとするよう国に求めること。

２、仮算定で国保税の引き上げが判明した市町村に、引き上げを抑えるための支援策と一般会計からの繰り入れなどの引き下げのための対応については市町村の裁量に任せること。

３、被保険者の生活状況が悪化する中で、短期保険証、資格証の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。

４、国保加入者の県の支援策として、助産給付費や葬祭費の増額を行うこと。

５、子どもに係る国保税の均等割を市町村が全額免除できるよう県独自の支援制度を創設すること。

（３）障がい者対策の充実を

１、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」「福島県手話言語条例」が制定されたことを踏まえて、計画を見直し、施策の拡充を図ること。

２、障がい者総合支援法に基づく職員の処遇改善加算などの申請事務の簡素化を国に求めるとともに、小規模事業所などの申請事務の支援を行うこと。

３、「情緒障害児短期治療施設」を設置すること。

４、中途失明者の生活訓練事業を県外に委託ではなく、県に専門員、視覚障害リハビリテーションワーカーを配置して実施すること。

**六、子どもの健やかな成長と教育の充実について**

１、うつぶせ寝による事故が発生しないよう、保育の質を担保し安心して預けられるよう、市町村認可保育所の増設を支援すること。また、認可外保育所の役割を重視し、県の運営費補助を大幅に拡充すること。さらに、深刻な保育士不足を解消するため、賃金の引き上げを県が行うこと。

２、学童保育の待機児解消のため、学校の空き教室の利用など増設を図ること。国に、学童保育の支援員の配置基準を緩和しないよう求めるとともに、基準に見合う施設整備及び支援員の処遇改善に向け、県として市町村や事業所を支援すること。

３、県として子どもの貧困対策に本気で取り組み、実行計画を示すこと。子ども食堂やシングルマザーの支援団体に対する支援を県が主体となって継続し、市町村まかせにしないこと。

４、県内の半数の市町村で学校給食費の無料化または一部補助を実施している。憲法に明記されている義務教育は無償との立場から、学校給食費無料化を県として実施すること。

５、本来公費で賄うべき学校生活で使用する教材や備品等、消耗品を保護者負担としないよう教育予算を拡充すること。また、各市町村の保護者負担の現状を調査し、公表すること。

６、私学助成の運営費補助を拡充し、保護者負担を軽減すること。

７、子どもと教職員への競争をあおり、真の学力に結びつかない今年４月からの新たな県独自の学力テストは実施しないこと。また、教職員評価に連動させないこと。

８、子どもが豊かな感性や考える力を身につけるため、小中学校図書館に専任の司書を全校に配置できるよう支援すること。

９、いじめや不登校が増えていることを含め教職員の多忙化を解消するため、正教員や専任教職員を増員すること。

10、30人以下学級を小中学校と県立学校の全学年で実施すること。

11、高校の統廃合は一律に行わず、地域の実情や関係者の合意を前提とすること。

12、特別支援学校の設置基準をつくること。伊達・安達・南会津の特別支援学校の新設を早急に実現すること。

13、発達障がい児が増えていることから、これに見合う学校支援員などを県費で配置すること。

**七、再生可能エネルギーの推進について**

１、本県の再生可能エネルギーの推進はメガソーラーなど県外資本の大規模事業から地域密着型の新産業としてとらえ、住民参加型、地産地消、環境共生型ですすめること。そのための県条例を制定すること。

２、住宅用太陽光発電は数値目標をもって推進すること。

３、 住宅用太陽光発電の固定買いとり価格による買い取り期間が終了する世帯に対し、蓄電池設置の補助を行うこと。

４、 水素エネルギーについては、膨大な財政出費となり、課題も多いことから見直すこと。

５、反対運動が続いているいわき市遠野地区に予定されている三大明神風力発電と遠野風力発電については、中止を国に求めること。

**八、農林水産業、中小企業、観光の復興について**

１、「TPP１１協定」「日EU・EPA協定」を実行に移さないよう国に求めること。

２、本県農業を支えている小規模農家への支援予算を一層拡充すること。

３、新規就農者のみならず、農業後継者の定義を幅広くとらえ希望者を制限せず、定着のために長期支援をすること。また、後継者不足がより深刻な林業後継者も同様に支援をすること。

４、国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求め県も独自の支援策を講じること。また、国に種子法の復活を求めるとともに県独自の条例も制定すること。

５、米の全量全袋検査を継続すること。

６、イノシシの被害対策を進めるため、「イノシシ管理計画」の抜本的見直しを行うこと。

７、法改正にあっても引き続き地元漁協が生産や漁場のバランスある調整を行うことができるようにすること。漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。

８、県は「商業まちづくり基本条例」の基本方針を見直し、広域的なまちづくりである「連携中枢都市圏」の考え方を盛り込もうとしている。歩いて暮らせるまちづくりをめざす条例の趣旨に反し、東北最大規模のイオン出店計画を許すものになることから行わないこと。

９、「福島県中小企業・小規模企業振興条例」にもとづき、建設工事・物品発注・サービス発注を件数と金額で、どれだけ地域経済に貢献しているか「見える化」し、推進すること。

10、県独自の住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度をつくり市町村と連携し県内中小企業振興のための支援を行うこと。

11、復興関連事業が減少していることから公共事業の分離発注をすること。公契約条例を制定すること。市町村も実施している入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みをつくること。

12、中小企業に対する賃金助成や社会保険料への支援で、最低賃金を全国一律に時給 1,000円を早期に達成し、さらに1,500 円への引き上げを国に求め、県も独自の支援をして引き上げを行うこと。

13、労働基準監督署と協力し長時間労働や過労死根絶のために、企業・団体に申し入れを行い、また、法改正で外国人実習生等が増えることから県内の実態を把握し法律に違反するときは公表するよう求めること。

14、風評被害が続く本県観光の振興について、誠実な賠償を国と東京電力に求めること。温泉街や観光地の賑わいを取り戻すことや、教育旅行の回復にも力を尽くすこと。 さらに、原発事故被災地の現状を知らせる被災地見学ツアーも観光の戦略として位置付け推進すること。

以上